

### 3. 新規加入者の取り扱いについて

4月2日以降、年度の途中で共済契約または新規加入者があつた場合には、加入となった日の属する月の本俸月額(掛金基礎額)の30/1000を毎月の掛金額とし、当該月から該当年度末(3月)までその金額を納入していただきます。

第二種共済制度の加入対象職員の場合には、被共済職員新規加入届の該当欄に記載願います。《加入日は現行制度と同日となりますが、掛金は、加入日以後、最初に到来する年度当初4月1日の段階で発生します。》